

共立女子大学・共立女子短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針

1. 目的

この取扱方針は、共立女子大学および共立女子短期大学（以下「本学」という）における競争的資金の間接経費の取扱いについて、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（令和3年10月1日改正）（以下「共通指針」という）の趣旨に基づき、効率的かつ効果的に活用し、円滑に運用することを目的とする。

2. 定義

この取扱方針において「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

3. 間接経費運用の基本方針

- (1) 間接経費は、共通指針、競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という）の定めおよび本学諸規程等に基づき、本学学長の責任の下、計画的かつ適正に執行し、使途の透明性を確保する。
- (2) 複数の競争的資金を獲得した場合は、配分機関の制約がない限り、これらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用する。

4. 間接経費の額

間接経費は、直接経費の30%に当たる額とする。ただし配分機関に特別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

5. 間接経費の使途

- (1) 間接経費の使途は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当し、共通指針別表1に基づき、学長が決定する。
- (2) 学長は、間接経費の使途について本学の教職員に周知する。

6. 報告

学長は、共通指針の定めに基づき、毎年度の間接経費使用実績等を、配分機関に報告する。

7. 所管

この取扱方針に関する事務は、教育学術推進課が行う。

8. 改廃

この取扱方針の改廃は、学長が行う。

9. 雑則

- (1) この取扱方針は共通指針の改正等により、適宜見直しを行う。
- (2) この取扱方針に定めのない事項については、学長が決定する。

付 則

この取扱方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱方針は、2020（令和2）年9月1日から施行する。

附則

この取扱方針は、2023（令和5）年4月1日から施行する。